

■ 法定点検項目一覧表

法律等	点検対象	内容	点検資格等	備考	
建築基準法	特定建築物	特定建築物定期検査	1級建築士、2級建築士、特定建築物調査員		
	防火設備	特定建築物定期検査	1級建築士、2級建築士、防火設備検査員		
	建築設備	特定建築物定期検査	1級建築士、2級建築士、建築設備検査員		
	非常用発電設備	外観検査・性能検査	1級建築士、2級建築士、建築設備検査員		
	昇降機	定期点検	1級建築士、2級建築士、昇降機等検査員	他、自主点検を実施（メーカーフルメンテナンス）	
性能点検					
労働安全衛生法					
建築物衛生法	空気調和機(ビル用マルチエアコン(EHP)、パッケージエアコン(EHP))、外調機(EHP)	ドレンパン・加湿装置点検	－	冷房暖房期間中	
		加湿装置の汚れ状況点検(清掃)	－		
	衛生環境	空気環境測定 (浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流)	建築物環境衛生管理技術者の監督のもとに行われること	ホルムアルデヒド測定は竣工後1回実施	
		建物内定期清掃		対象範囲毎の頻度は清掃作業基準表による	
		ねずみ・昆虫等防除			
	雑用水	大腸菌、濁度検査	－		
		遊離残留塩素等測定	－		
		水質検査	－	1回/6月(16項目)、1回/年(12項目、6/1～9/30の期間に検査)	
		遊離残留塩素等測定	－		
	水道法	飲料水	貯水槽清掃	－	
			簡易専用水道点検	簡易専用水道検査登録機関	施設(水槽)及びその管理の状態に関する検査・水質検査・書類検査
電気事業法	自家用電気工作物	月次点検	電気主任技術者	受変電設備1,450kVA、非常用発電機450kVA	
		年次点検		太陽光発電50kW以上 電気主任技術者の選任 停電点検時のPAS開閉操作費用は受注者負担	
消防法	消火設備	機器点検	消防設備士・消防設備点検資格者		
	警報設備				
	避難設備	総合点検			
	非常用電源		負荷試験を実施		
	地下オイルタンク	漏洩検査	地下タンク等定期点検技術者		
改正フロン排出抑制法	空調設備	簡易点検	－		
		定期点検	冷媒フロン類取扱技術者、冷凍空調技術士、冷凍空気調和機器施工技能士	圧縮機出力　7.5kW以上50kW未満	
ガス事業法	ガス設備	ガス湯沸器	ガス事業者	消費機器が経済産業省で定める技術上の基準に適合しているどうかの調査　※電気湯沸かし器に変更予定	

※水防用等倉庫については、消防設備点検のみ実施（詳細は 資料2-2水防用等倉庫(消防設備図面）を参照）